

令和6年度「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（エネルギー利用最適化診断等事業）」に係る補助事業者募集要領

令和6年2月5日
経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

経済産業省では、令和6年度「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（エネルギー利用最適化診断等事業）」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下 URL にて公表されています。
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費に

については、補助金の交付対象とはなりません。

- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

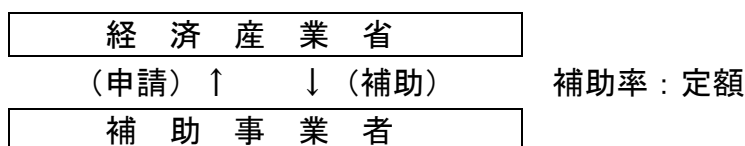
なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

本事業は、民間団体等が行う、中小企業等を対象とした省エネルギー技術等の導入可能性の検討を含めた指導等の事業（以下「補助事業」という）の実施に要する経費を補助することにより、中小企業等のエネルギー利用最適化を推進し、もって、内外の経済的・社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とします。

1-2. 事業スキーム



1-3. 事業内容

別紙1に記載

1-4. 事業実施期間

交付決定日～令和7年3月31日

1-5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす民間団体等とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください。（ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません。）

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

【2. 補助金交付の要件】

2-1. 採択予定件数：1件

2-2. 補助率・補助額

定額補助（10/10）とし、426,988千円を上限とします。

なお、最終的な実施内容、交付決定額については、経済産業省と調整した上で決定する

こととします。

【3. 補助金の支払い】

3-1. 支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

※事業が採択され、交付決定通知を受けた事業については、事業終了前の支払い（概算払）を行う際は、財務省の承認を受ければ可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、担当者にご相談ください。必要な書類等などをご案内いたします。

参考：概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下 URL に掲載されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

3-3. 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は対象外とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

【実施体制資料の記載例】

実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、

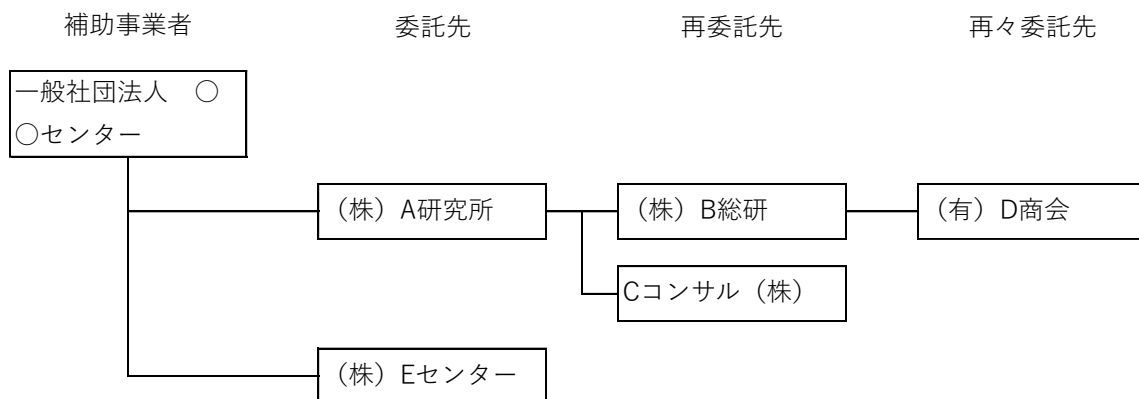
契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
(株) A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
(株) B総研	再委託先（(株) A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル（株）	再委託先（(株) A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
(有) D商会	再々委託先（(株) B総研からの委託先）	上記記載例参照	記入不要（※）	上記記載例参照
(株) Eセンター	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



【4. 応募手続き】

4-1. 募集期間

募集開始日：令和6年2月5日（月）

締切日：令和6年2月26日（月）12時00分までに申請を実施したもの。

4-2. 説明会の開催

以下日時にハイブリッド（会議室/Microsoft teams）方式で用いて行うので、【10. 問い合わせ先】に連絡先（所属組織及び所属部署名、担当者名（参加者含む）、電話番号、E-mail アドレス）と参加方式を明記のうえ、令和6年2月7日（水）14時00分までに登録すること。「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するので、その旨と概要連絡先を連絡すること。

・開催日時：令和6年2月9日（金）14時00分～15時55分（他事業と共同開催）

※質疑応答を含むため、時間が延びる可能性があります。

- ・方 式：ハイブリッド（会議室／Microsoft Teams）
- ・会 場：経済産業省 別館 2階 244会議室
- ・U R L：

https://teams.microsoft.com/l/meetup-join/19%3ameeting_MWFhMTc3MGEtMTYONCOOmFILTgwMDItMDE3YTAxN2IxNzhI%40thread.v2/0?content=%7b%22Tid%22%3a%22b6d94148-69a6-487a-8a69-88236d09260a%22%2c%220id%22%3a%22b71cbd20-6cdd-4989-a653-89818bf5a442%22%7d

・議事次第：

① 2月9日（金）14時00分～14時25分

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（エネルギー利用最適化診断等事業）

② 2月9日（金）14時30分～14時55分

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化取組支援事業）

③ 2月9日（金）15時00分～15時25分

先進的省エネルギー投資促進支援事業費

④ 2月9日（金）15時30分～15時55分

省エネルギー設備投資利子補給金助成事業費

※各事業入れ替え制ですので、全ての議事に参加いただく必要はございません。

※複数事業に参加の場合、説明会への参加登録時に対象事業を明記ください。

4-3. 応募書類

- ① 補助金申請システム「Jグランツ」で応募を受け付けます。Jグランツでは、本申請を受け付けるとともに、Jグランツで行われた申請等に対しては原則として、Jグランツで通知等を行います。Jグランツを利用するにはGビズIDの取得が必要です。GビズIDが取得できない場合は、郵送又は電子メールで申請してください。

※Jグランツでの提出方法等の詳細はJグランツに掲載しているマニュアルを参照してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/>

- ・申請書（様式1）
- ・提案書（様式自由）

※（別紙2）の提案書記載事項に基づき記載すること。

- ・採択審査を行う上での必要書類

（会社概要（パンフレットなど）、直近の財務諸表など）

- ② 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。

なお、応募書類は返却しません。

- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

4-4. 応募書類の提出先

応募書類は原則Jグランツより提出してください。

Jグランツにログインし、本補助金を検索の上、応募に必要な事項等を入力、添付して申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※ Jグランツを使用する場合には設立登記法人及び個人事業主以外の申請者（登記法人ではない実行委員会、組合など）は、システム利用に必要なGビズIDの取得ができません。

※ 持参及びFAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません

【5. 審査・採択】

5-1. 審査・採択方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

5-2. 審査・採択基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

- ① 「1. 事業概要」の「1-5. 応募資格」の内容を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑦ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。

- ⑧ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑨ 賃上げの取組をしているか。
以下のうち、いずれかの賃金引上げ計画の表明書等を提出すること。基準を満たす場合、加点対象となります。
- ・令和6年以降に開始する申請者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を[大企業：3%・中小企業：1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。
 - ・令和6年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を[大企業：3%・中小企業：1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- ※中小企業等においては、「給与総額とする。」
- ⑩ ワーク・ライフ・バランスの取組をしているか。
以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出すること。基準を満たす場合、加点措置となります。
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
 - ・女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
 - ・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - ・青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）
- ⑪ 中小企業等に向けた効果的な周知・広報を実施するための具体的な方法や体制が示されているか。
- ⑫ 省エネ診断を実施する専門人材を十分に確保するための取組として、賃上げや専門人材向けの周知等の検討がなされているか。

5-3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

【6. 交付決定】

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決

定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【7. 補助対象経費の計上】

7-1. 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
人件費	事業に直接従事する者の人件費
事業費	専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、会場借料、会議費、調査分析費、事務機器等貸借料、資料作成費、印刷費、資料収集費、資料購入費、資料輸送費、備品及び消耗品購入費、臨時雇用員費、システム運用管理費、その他事業を行うために必要な経費
諸経費	他のいずれかの区分にも属さない経費であって、以下に掲げるもののうち、事業を行うために必要と認められる経費 備品等借料、光熱水料、廃棄物処理費、通信運搬費（郵便料、運送代、通信・通話料等）、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（事務所賃貸料、振込手数料、間接部門人件費等）

7-2. 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・その他事業に関係ない経費

7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになり

ます。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

【8. 事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

【9. その他の注意点】

- ①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。
- ②補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があ

った場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

④補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。

⑤経済産業省より補助事業者（執行団体等）に対して診断の結果の提供を求める可能性があるため、円滑な情報提供を行うための体制を検討してください。

※診断の結果は、事前に必要範囲を協議のうえ、経済産業省が省エネ政策に関する調査を委託する第三者に開示する可能性があります。

【10. 問い合わせ先】

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

担当：渡邊、金見

E-mail：bz1-shouene-dounyushien@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（エネルギー利用最適化診断等事業）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

経済産業省 あて

令和6年度「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費
(エネルギー利用最適化診断等事業)」申請書

申請者	法人番号(*)	
	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名(ふりがな)	
	所属(部署名)	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	

* 法人番号を付与されている場合には、13桁の番号記載し、法人番号を付与されていない
個人事業者等の場合には、記載不要。

補助事業の概要について

I. エネルギー利用最適化診断等事業

(1) エネルギー利用最適化診断の実施

国内の中小企業等に対して、専門家による現地診断及び診断結果の報告・改善取組等の提案を実施する。また、診断の実施後のエネルギー利用最適化等の取組状況の確認調査等を行う。

※エネルギー利用最適化診断の実施件数は年間約540件。地域・業種・業態等を勘案し満遍なく実施すること。

※令和5年までに実施した省エネ診断についても、実施後のエネルギー利用最適化等の取組状況の確認調査等を行う。過去の診断報告書については、経済産業省より必要に応じて提供する。

※エネルギー利用最適化診断の対象は、中小企業者（中小企業基本法に定める中小企業者）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく事業者クラス分け評価制度においてB又はCクラスと評価された事業者及び年間のエネルギー使用量が一定規模（原則、年間エネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl未満）の工場・事業場等とすること（以下、事業者とする）。

なお、最終的な対象範囲や定義等については、経済産業省と協議の上決定する。

※エネルギー利用最適化診断事業では、1支援あたりの事業者負担が、10,000～25,000円程度を軸とした支援メニューを策定し、その支援に従事する専門家謝金の総額から事業者負担額を差し引いた額（謝金総額の9/10以内）を請求できるものとする。

なお、最終的な支援メニューは経済産業省と協議の上決定する。

※エネルギー利用最適化診断支援を受けた事業者が、「地域エネルギー利用最適化取組支援事業」が実施する「エネルギー利用最適化取組の支援」を希望した場合、その補助事業者に対して必要な情報提供を行う等連携すること。

(2) 情報提供事業

中小企業等のエネルギー利用最適化取組等を促すため、エネルギー利用最適化診断の診断結果・改善取組や最新の省エネ技術等エネルギー利用最適化に資する有益な情報について、WEB等の媒体を通じて情報提供を行う。また、民間団体等が実施する説明会に講師を派遣し、エネルギー利用最適化の取組等の説明を行う。

※情報提供に当たっては「地域エネルギー利用最適化取組支援事業」の補助事業者と連携し、効果的・効率的に実施すること。

※説明会の実施件数は年間約150件。民間団体、自治体、公的機関等が主催する参加費無料の説明会を対象とすること。

提案書記載事項

1. 募集要項【1. 事業概要】の「1-5. 応募資格」を満たすことの説明

- * 申請者の営む主な事業（会社概要（パンフレットなど）の添付）
※会社概要を作成していない場合、申請者の営む主な事業を記載してください。
- * 申請者の財務状況（直近の財務諸表などの添付）
※特記事項等がある場合には併せて記載してください。

2. 補助事業の目的及び内容（事業の実施方法）

(1) 補助事業の実施方法

- * 募集要項の「別紙1」の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載の上、補助事業の目的をどのように達成するか記載してください。
- * 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。

(2) 事業の実施体制

- * 実施責任者略歴、専門家等及び実施者の業務内容
- * 外注、委託（コンソーシアム）を予定しているのであれば、その内容を記載してください。

(3) 補助事業の効果

- * 本事業を実施した場合、期待される効果を記載してください。

3. 実施スケジュール

- * 2. (1) の実施が月別に分かるように記載してください。

4. 類似事業の実績

- ・ 事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨記載のこと）

5. 支出計画及び資金計画（千円）

- * 募集要項【7. 補助対象経費の計上】の「7-1. 補助対象経費の区分」に応じて、公募申請時点での必要経費の見込みを記載してください。（採択後、経済産業省と調整した上で決定することとなります。）

○積算内訳（例）

（単位：円）

経費区分及び内訳	補助事業に要する 経費	補助対象経費	補助金申請額
○○○○事業			
Ⅰ. 人件費（補助率：2／3）	1,800,000	1,800,000	1,200,000
Ⅱ. 事業費（補助率：2／3）	5,782,000	5,270,000	3,513,333
旅費	132,000	120,000	
謝金（消費税等対象外）	150,000	150,000	
備品費	3,300,000	3,000,000	
委託・外注費	2,200,000	2,000,000	
* 募集要領の「7. 補助対象経費の計上」の「7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外）のとおり補助対象経費は、原則、消費税等を除外して計上してください。			
合計（補助金見込額）	7,582,000	7,070,000	4,713,333

* 補助率は、募集要領の「2. 補助金の交付の要件」の「2-2. 補助率・補助額」の記載のとおりとしてください。

補助金申請額の小数点以下の端数は切り捨てた金額を記載してください。

* 下記の記載例に則り資金計画を記載すること。

○資金計画（記載例）

補助事業に要する経費 1,000,000,000円

うち補助金充当（予定）額 1,000,000,000円

（精算払までの期間は、自己資金で支弁予定

Or 自己資金での立替えが困難なことから概算払の要望有）

金融機関等からの借入れ（予定）額 0円

（借入条件：補助事業取得財産の担保予定の有無 無し）

自己資金充当額 0円

収入金 0円（該当する場合のみ記載のうえ、収入金の詳細について記載すること）

6. 審査・採択基準に対応する提案書該当ページについて

募集要領【5-2. 審査・採択基準】の①～⑫を審査するにあたって確認すべき提案書該当ページを①～⑫ごとに示すこと。

※審査委員会において、当該ページを確認して審査することとなるため、漏れ等がないように気をつけること。

※提案書の中で示す必要はなく、様式自由の別紙として提案書に添付する形でよい。
なお、記載イメージは下記のとおり。

(記載イメージ)

5-2. 審査基準	提案書該当
① 「1. 事業概要」の「1-5. 応募資格」の内容を満たしているか。	P●、P▲～▲
② 提案内容が交付の対象となりうるか。	P●、P▲～▲
③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。	P●、P▲～▲
・・・	・・・